

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	2 - 2																																			
法令名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	根拠条項	1 - 3																																					
許認可等	小型漁船の総トン数の改測																																							
<p>(根拠規定)</p> <p>小型漁船の総トン数の測度について (平成14年4月1日付け水産第827号農林水産部長通知)</p> <p>小型漁船の総トン数の測度の取扱手続</p> <p>1 総トン数の決定について</p> <p>(1) 総トン数5トン以上20トン未満の小型漁船は、県が実測を行い、総トン数を決定するものとする。</p> <p>(2) 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船は、県が実測を行い、総トン数を決定するものとする。</p> <p>(3) 総トン数3トン未満の小型漁船は、次のいずれかの方法により総トン数を決定するものとする。</p> <p>ア. 小型漁船の総トン数の測度に関する調書(別添様式1。以下「測度調書」という。測度調書は、漁業協同組合の漁船関係業務担当者等が作成したものに限る。)によって総トン数を決定する。なお、この場合は県の実測を省略するものとする。</p> <p>イ. 県が実測を行い総トン数を決定する。</p> <p>2 総トン数の測度に必要な書類の提出</p> <p>小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条の規定に基づく測度を受けようとする際の提出の書類は、以下のものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測度の区分</th> <th>1 - (1)</th> <th>1 - (2)</th> <th>1 - (3) - ア</th> <th>1 - (3) - イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測度申請書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測度調書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面等(1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総トン数計算書(2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属組合長の意見書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>は、全ての申請において提出、 は、該当の場合のみ提出すること</p> <p>(1) 一般配置図、中央断面図その他総トン数の測度に必要な図面 図面の提出が困難な場合は、写真、パンフレット等</p> <p>(2) 漁業協同組合職員が作成した総トン数計算書</p> <p>3 測度申請書提出の時期</p> <p>県に実測を伴う測度の申請を行う場合は、測度を希望する日の10日前までに、各地方局水産課に申請書等を提出するものとする。</p>						測度の区分	1 - (1)	1 - (2)	1 - (3) - ア	1 - (3) - イ	必要書類					測度申請書					測度調書					図面等(1)					総トン数計算書(2)					所属組合長の意見書				
測度の区分	1 - (1)	1 - (2)	1 - (3) - ア	1 - (3) - イ																																				
必要書類																																								
測度申請書																																								
測度調書																																								
図面等(1)																																								
総トン数計算書(2)																																								
所属組合長の意見書																																								